

5,000円を超える飲食交際費の取扱い

Q : 1人当たり5,000円以下の飲食費用は、交際費に含めなくてよいこととなったそうですが、5,000円を超える飲食費はどのように取り扱われるのですか？

A : 5,000円部分だけを交際費等から除外することはできず、すべての金額について、その内容に応じた税務処理をすることになります。

【解説】

交際費は原則、損金不算入ですが、1人当たり5,000円までの飲食費については、今年度の税制改正で交際費等に含めなくてよいこととなりました。

これは、1人当たり5,000円程度の少額の飲食費であれば、交際費等の判定をするまでもなく損金算入を認めてもいいのではないかとということで設けられたものですから、5,000円を超える飲食費について5,000円部分だけを抜き出して、損金算入するということは認められません。

5,000円を超える飲食費については、その費用がどういう内容のものを判断して、それが交際費等に該当するのであれば接待交際費、福利厚生費等に該当するものであれば福利厚生費、会議費等に該当するものであれば会議費として処理することになります。

5,000円を超えているものであってもその内容によっては交際費等にならないものもありますので、金額だけでは判断しないようにしてください。

